

大正十二年鐵道省令第四号

軌道運輸規程

軌道運輸規程左ノ通定ム

第一章 總則

第一条 軌道ノ運輸ハ本令ノ定ムル所ニ依ルヘシ
国土交通大臣ハ軌道ノ狀況ニ依リ本令ニ依ラ
サル特別ノ運輸ヲ命スルコトヲ得

第二条 運賃、料金其ノ他ノ運送条件ハ公告ヲ為
シタル後ニ非サレハ之ヲ実施スルコトヲ得ス

運賃、料金其ノ他ノ運送条件ノ加重ヲ為サ
ムトスル場合ニ於テハ前項ノ公告ハ七日以上之ヲ
為スコトヲ要ス

第三条 軌道ハ見易キ場所ニ客車ノ運輸時刻表又
ハ運輸系統、運賃表及料金表ヲ揭示スヘシ

第四条 非常事態ノ發生ニ際シ運送上ノ必要アル
場合ニ於テハ軌道ハ前条及第六条第一項ノ規定
ニ依ラザルコトヲ得

第五条 鐵道營業法第六條及第十四條、鐵道運輸
規程第二條ノ規定ハ軌道ノ運輸ニ付之ヲ準用ス

第二章 旅客運送

第六条 軌道ハ旅客ノ同伴スル六年未満ノ小兒ヲ
旅客一人ニ付少ク共一人迄無賃ヲ以テ之ヲ運送
スベシ

割引乗車券ヲ以テ乗車スル旅客又ハ乗車位置
ノ指定ヲ為ス車兩ニ乗車シ特ニ小兒ノ為其ノ座
席ヲ請求スル旅客ニ付テハ軌道ハ前項ノ規定ニ
依ラザルコトヲ得

軌道ハ十二年未満ノ小兒ヲ第一項ノ規定ニ依
リ無賃ヲ以テ運送スルモノヲ除キ大人ノ運賃ノ
半額ヲ以テ運送スベシ但シ主トシテ市街地内ノ
運輸ヲ目的トスル軌道及均一運賃制ヲ採ル軌道
ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依ル運賃二十円未満ノ端数アル
トキハ軌道ノ定ムル所ニ依リ切上ゲ計算ヲ為ス
コトヲ得

第七条 旅客ハ市街地ヲ運輸スル客車内ニ於テハ
喫煙ヲ為スヘカラス軌道力指定スル客車内亦
同シ

第八条 旅客ハ軌道係員ヨリ乗車券ノ検査及取集
ヲ求メラレタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

無効ノ乗車券ヲ以テ乗車シ又ハ乗車券ノ検査
ヲ拒ミ若ハ取集ノ際之ヲ渡サザル者ニ對シ軌道
ハ相当運賃及其ノ二倍以内ノ増運賃ヲ請求スル
コトヲ得

第九条 軌道ハ車兩ノ客室ニ車内ノ狀況ヲ記録ス
ルコトヲ得ベキ設備ヲ備付クベシ但シ運行形
態、旅客ノ利用狀況其ノ他ノ事由ヲ勘案シテ国
土交通大臣ノ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十条 鐵道運輸規程第十一條及第二十三條乃至
第二十五條ノ規定ハ軌道ノ旅客運送ニ付之ヲ準
用ス

第三章 荷物運送

第十一条 長尺物、重量品、潤大品、危害ヲ他ニ
及ボス虞アル物品、臭氣ヲ発シ若ハ不潔ナル物
品ハ旅客ト同一車兩ヲ以テ之ヲ運送スルコトヲ
得ス

第十二條 軌道ハ火薬類其ノ他爆発質危険品ヲ運
送スルコトヲ得ス

第十三條 死体ヲ託送セムトスル者ハ死亡証書ヲ
呈示シ其ノ寫ヲ提出スヘシ

死体ノ運送ニハ託送人ニ於テ附添人ヲ附シ之
カ積卸ヲ為サシムヘシ

第十四條 犬其ノ他ノ小動物ハ逸出ノ虞ナキ容器
ニ容ルルニ非サレハ之ヲ託送スルコトヲ得ス

第十五條 送り状ノ交付ヲ請求セサル荷物ノ到達
後六時間内ニ引取ラザルトキハ保管料ヲ請求ス
ルコトヲ得

第十六條 鐵道營業法第七條乃至第十條、第十三
條乃至第十三條ノ三、鐵道運輸規程第五條、第
二十六條乃至第二十八條、第三十二條乃至第三
十五條、第四十七條、第五十條乃至第五十二
條、第五十四條、第五十九條乃至第六十二條、
第六十六條第二項第三項、第六十八條、第七十
一條、第七十五條及第七十六條並ニ荷送人及荷
送人ヲ確知スルコト能ハザル鐵道運送品等ノ公
告ニ關スル件（昭和十九年運輸通信省令第百十
一號）ノ規程ハ軌道ノ荷物運送ニ付之ヲ準用ス
但シ鐵道營業法第十三條中引渡期間満了後トアル
ハ人力、馬力ノミヲ以テ動力ト為ス軌道ニ付
テハ引渡ヲ為スベカリシ日後トス

鐵道營業法第十一條乃至第十二條、鐵道運輸
規程第二十九條乃至第三十一條、第五十六條、
第七十三條、第七十四條、第七十八條及第七十
九條ノ規定ハ蒸氣、電氣、瓦斯倫ヲ以テ動力ト
為ス軌道ノ荷物運送ニ付之ヲ準用ス

鐵道營業法第十一條及第十一條ノ二、鐵道運
輸規程第二十九條、第三十條及第七十三條ノ規
定ハ人力、馬力ノミヲ以テ動力ト為ス軌道ノ託
送手荷物及動物運送ニ付之ヲ準用ス

第四章 罰則

第十七條 運送品ノ種類及性質ヲ詐称シタル者ハ
科料ニ処ス

第十八條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ百円以下
ノ罰金ニ処ス

一 火薬類其ノ他爆発質危険品ノ種類及性質ヲ
詐称シタル者

二 火薬類其ノ他危害ヲ他ニ及ボス虞アル物品
ヲ客車内ニ持込ミタル者但シ少量ノ銃用火薬
類及緩燃導火線ヲ携帯スル場合ハ此ノ限ニ在
ラス

第十九條 軌道係員ノ制止ニ反シ左ノ所為ヲ為シ
タル者ハ三十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス
一 客車ノ乗降口以外ヨリ乗降シタルトキ
二 旅客ノ乗用ニ供セサル場所ニ乗車シタル
トキ

三 喫煙禁止ノ車内ニ於テ喫煙シタルトキ

第二十條 軌道係員ノ許諾ヲ受ケスシテ新設軌道
内ニ立入りタル者ハ科料ニ処ス踏切番人ノ制止
ニ反シ踏切道ニ立入りタル者亦同シ

第二十一條 前二條ノ罪ヲ犯シ又ハ車内ニ於テ秩
序ヲ紊ルモノアルトキハ軌道係員ハ之ヲ車外又
ハ軌道地外ニ退去セシムルコトヲ得

第二十二條 軌道係員職務取扱中旅客若ハ公衆ニ
對シ失行アリタルトキハ科料ニ処ス

附 則

本令ハ大正十三年二月一日ヨリ之ヲ施行ス
從來為シタル処分、手續其ノ他ノ行為ハ本令
中ニ之相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依
リテ之ヲ為シタルモノト看做ス

附 則 （昭和五年二月七日鐵道省令第一
号）
本令ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 （昭和二年六月九日鐵道省令第
二号）
本令ハ昭和十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 （昭和一七年三月二四日鐵道省令
第六号）
本令ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 （昭和一八年四月一日鐵道省令第
九号）
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 （昭和二三年七月一〇日總理庁
令・運輸省令第七号）
この命令は、公布の日から、これを施行す
る。

附 則 （昭和二五年二月二九日運輸省
令第九九号） 抄
1 この規則は、昭和二十六年四月一日から施行
する。

附 則 （昭和四五年六月三〇日運輸省令
第六〇号）
この省令は、昭和四十五年七月一日から施行
する。

附 則 （昭和六一年九月二六日運輸省令
第二九号） 抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成四年四月三〇日運輸省令第
一八号）
この省令は、平成四年五月二十日から施行す
る。

附 則 （平成二年一月二九日運輸省
令第三九号） 抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施
行する。

附 則 （令和元年六月二八日国土交通省
令第二一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和五年九月一五日国土交通省
令第六九号）
（施行期日）
1 この省令は、令和五年十月十五日から施行す
る。

（経過措置）
2 この省令の施行の日前に製造に係る契約が結
ばれた車両については、第一条の規定による改
正後の鐵道運輸規程第二十五條ノ三の規定及び
第二条の規定による改正後の軌道運輸規程第九
條の規定は、適用しない。